

自転車交通安全情報

静岡県警察本部
交通企画課

自転車による妨害運転も「危険行為」です！ 自転車運転者講習制度の

☆自転車運転者講習制度とは？

14歳以上の自転車利用者が加害者となる事故防止を図るため、設立された制度です。過去3年以内に2回以上「危険行為」を繰り返すと、県公安委員会から安全講習の受講が命ぜられます。(平成27年6月施行) 【講習時間・手数料～3時間・6,000円】 【受講命令に従わなかった場合～5万円以下の罰金】

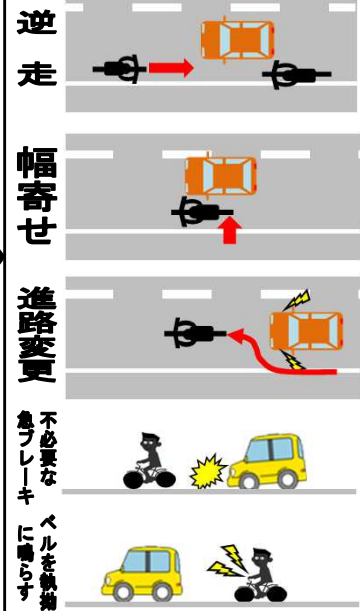
改正道交法施行令 ～令和2年6月30日施行～

●改正道交法で定められた「妨害運転」の規定は、車両の仲間である自転車にも適用され、自転車講習制度の危険行為の対象となります。(14項目⇒15項目)

自転車の「危険行為」15項目 【施行令第41条の3】

1	信号無視	法第7条
2	通行禁止道路の通行禁止	法第8条第1項
3	歩行者用道路での徐行	法第9条
4	通行区分(歩道・右側通行)	法第17条第1・4・6項
5	路側帯での歩行者の通行妨害	法第17条の2第2項
6	遮断踏切立入り	法第33条第2項
7	交差点(優先道路車)妨害等	法第36条
8	右折時、直進車や左折車への通行妨害	法第37条
9	環状交差点違反	法第37条の2
10	一時不停止	法第43条
11	通行方法(歩道での通行)	法第63条の4第2項
12	制動装置不良自転車運転	法第63条の9第1項
13	酒酔い運転	法第65条第1項
14	安全運転義務違反	法第70条
15	☆追加「妨害運転(あおり運転)」	法第117条の2第6号 法第117条の2の2第11号

自転車の妨害運転の主な事例



守ろう！自転車 安全利用五則



1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライト点灯
 - 交差点での信号遵守、一時停止、安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用